

令和2年度鹿嶋市立小学校及び中学校スポーツ施設開放要項

第1条（目的）

鹿嶋市立小学校及び中学校のスポーツ施設の開放に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、市立小中学校17校のスポーツ施設（体育館・武道館・校庭・庭球場等）を学校教育に支障のない範囲で定期的・継続的にスポーツのために利用する市民（団体）に開放し、スポーツ活動の普及と振興を図るために、必要な事項を当要項により定める。

第2条（利用団体）

条例第4条及び第5条並びに規則第5条に基づき、市内に在住、在勤又は在学する者10名以上により構成している団体とし、代表者及び管理指導員が20歳以上であって、令和2年12月までに教育委員会に登録申請し、使用許可を得た団体とする。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

第3条（利用期間等）

利用できる期間、施設・時間は下記のとおりとする。

- (1) 利用できる期間は、令和2年4月10日から令和3年3月20日までとし、年末年始（12月27日から翌年1月3日まで）は開放しないものとする。
- (2) 利用できる施設・時間は、別表のとおりとする。
- (3) 小学校・中学校とも、学校長が了解し、教育委員会が特別に認めた場合は、上記の時間外でも可能とする。

第4条（利用制限）

各団体の利用は、原則的に1学校とし、週1回・半面・最大3時間の利用とする。空いている場合はその限りではない。なお、新規団体の利用希望があれば使用日を減らす場合がある。

第5条（利用調整）

各開放学校の施設を有効活用するために、令和2年2月17日（月）から2月28日（金）まで事前に登録申請を受け付ける。なお、事前登録申請団体については、令和2年3月17日（火）に開催する代表者会議において利用調整を行うものとする。

- 2 上記期間後に登録申請をされた団体については、代表者会議終了後の調整結果を経て、利用日時を決定するものとする。

第6条（利用方法）

教育委員会の許可を受けた登録団体が利用できるものとし、条例第5条並びに規則第6条に基づき、学校スポーツ施設開放使用許可申請書（様式第3号）を毎月使用する日の7日前までに提出し、学校スポーツ施設開放使用許可書（様式第4号）により許可を受けるものとする。

第7条（使用料）

使用料は、1団体1時間当たり体育館330円、校庭110円（照明設備がある施設のみ）とし、事前に利用券（シール）を購入し、使用時間に応じ日誌に貼って提出すること。なお、体育館の片面・全面利用にかかわらず同額となり、利用時間は1時間単位とし、1時間に満たない場合でも1時間とする。

- 2 利用券は、各地区まちづくりセンター及び鹿嶋市教育委員会スポーツ推進課で取り扱うものとする。
- 3 納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めによらない理由で施設が使用できなかった場合を除く。
- 4 使用料の減免の対象となる団体は、減免申請書を提出し許可を受けること。

第8条（鍵の貸し出しについて）

屋内施設を利用する団体については、施設の鍵を管理指導者に対して貸し出すものとする。貸し出しの期間は、利用申請の許可の日から利用年度の最終日までとする。なお、年度の利用が終了次第、速やかに返却するものとする。

第9条（遵守事項）

利用団体は、別紙に定める遵守事項を厳守すること。また、教育委員会、学校長、スポーツ推進課及び学校スポーツ施設開放運営協議会の決定事項を厳守すること。

第10条（その他）

利用に関して、不明な点や必要事項の報告などがある場合には、鹿嶋市教育委員会スポーツ推進課に連絡するものとする。

別表（令和2年度資料）

※ 利用施設名・利用時間

NO	学校名	施設名	月～金	土・日・休校日	利用手続場所	電 話
1	波野小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	波野まちづくりセンター（公民館）	(83)3573
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
2	豊郷小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	豊郷まちづくりセンター（公民館）	(82)7246
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
		交流広場	17:00～22:00	9:00～22:00		
3	豊津小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	豊津まちづくりセンター（公民館）	(83)5680
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
4	鹿島小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	鹿島まちづくりセンター（公民館）	(83)5650
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
5	高松小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	高松まちづくりセンター（公民館）	(83)0841
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
6	平井小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	平井まちづくりセンター（公民館）	(83)4228
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
7	三笠小	体 育 館	17:00～21:30	9:00～21:30	三笠まちづくりセンター（公民館）	(82)6211
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
8	鉢形小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	鉢形まちづくりセンター（公民館）	(90)3430
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
9	中野東小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	はまなすまちづくりセンター（公民館）	(69)6211
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
10	中野西小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	はまなすまちづくりセンター（公民館）	(69)6211
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
11	大同東小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	大野まちづくりセンター（公民館）	(69)1116
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
12	大同西小	体 育 館	17:00～22:00	9:00～22:00	大野まちづくりセンター（公民館）	(69)1116
		校 庭	17:00～日没	9:00～17:00		
13	大野中	体 育 館	19:00～22:00	19:00～22:00	大野まちづくりセンター（公民館）	(69)1116
		校 庭				
		武 道 館	19:00～22:00	19:00～22:00		
		庭 球 場				
14	鹿島中	体 育 館	19:00～22:00	19:00～22:00	波野まちづくりセンター（公民館）	(82)3573
		校 庭				
		武 道 館	19:00～22:00	18:00～22:00		
		庭 球 場				
15	高松中	体 育 館	19:00～22:00	19:00～22:00	高松まちづくりセンター（公民館）	(83)0841
		校 庭				
		武 道 館				
		庭 球 場		日曜午後		
16	鹿野中	体 育 館	19:00～22:00	19:00～22:00	鹿島まちづくりセンター（公民館）	(83)5650
		校 庭				
		武 道 館		19:00～22:00		
		庭 球 場				
17	平井中	体 育 館	19:00～22:00	19:00～22:00	平井まちづくりセンター（公民館）	(83)4228
		校 庭				
		武 道 館	19:00～22:00	19:00～22:00		
		庭 球 場				

※小学校においては平日17:00～19:00間及び土日のいずれかは、スポーツ少年団活動等を優先とする。

※土曜・日曜及び祝祭日の屋内施設の利用時間は、各学校9:00～22:00（一部21:30）まで。

※土曜・日曜及び祝祭日の屋外施設の利用時間は、5月～10月 9:00～17:00、11月～4月 9:00～16:00まで。

利用団体遵守事項

学校スポーツ施設の利用にあたっては、下記事項を守ること。

1. 利用にあたって

- (1) 利用者は、市に登録した団体の会員であること。未成年のみの利用は不可。
- (2) 利用代表者は、事前に公民館で必ず利用申請の手続をすること。
- (3) 利用者は、申請した利用日、利用開始および終了時刻を守ること。(清掃時間含む)
- (4) 使用中は代表者及び管理指導員の指示に従うこと。
- (5) 使用にあたっては、隣接する住民に騒音等で迷惑をかけないこと。

2. 利用日誌の記載

- (1) 管理指導員は、必ず日誌に必要事項を記入し、利用時間に見合ったシールを貼ること。
なお、日誌は、1ヶ月の終了後にまちづくりセンターへ提出すること。
- (2) 購入した利用券は、天災など利用者の責めによらない場合を除き、返金しない。

3. 体育館について

- (1) 体育館内は飲食禁止。(水分補給用飲料は認めます)
- (2) 室内用シューズを着用すること。ダンスシューズは床を保護するカバーを必ず使用のこと。
- (3) 利用後は清掃をすること。
- (4) 火気点検と戸締まりは充分注意を払い必ず確認すること。鍵の開閉は成人が行うこと。
- (5) ゴミ類は必ず持ち帰ること。忘れ物をしないこと。
- (6) 電気の消し忘れに注意すること。
- (7) ボール蹴り行為(フットサル、シュート・ドリブル・蹴って転がす練習などもすべて)は禁止。

4. 校庭・庭球場等

- (1) ゴミ類は必ず持ち帰ること。
- (2) 利用後は整備清掃すること。

5. 器具庫内の整理整頓

- (1) 特に器具庫内で幼児を遊ばせないこと。
- (2) 使用する用具以外はみだりに出さないこと。

6. 幼児の介護者をつける

- (1) 幼児・小学生を連れてくるときは、介護者をつける等して事故のないよう努めること。
※器具庫内や舞台などで、遊ばせないこと。

7. 物品の破損等について

使用した施設及び器具等を破損した場合、速やかにスポーツ推進課及び学校へ報告すること。
なお、破損させた物は、早急に使用団体が責任を持って補修すること。

8. その他

- (1) 学校敷地内は、禁煙です。体育館、校庭及び駐車場内においても喫煙がないようにすること。
- (2) 自家用車は駐車場へ置き、運動場には車を乗り入れないこと。
- (3) 校門を施錠する学校にあつては必ず閉めて帰ること。
- (4) 車上荒らし等に注意すること。(貴重品は車内に置かない・持ってこない)
- (5) 靴などの私物は、目の届く場所に置き個人で管理すること。

※上記事項を守らない団体は、スポーツ施設の利用を取り消す場合があります。